

# 盛り土総点検の暫定結果と盛土による災害の防止に関する検討会提言（案）

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

政府は2021年12月20日、静岡県熱海市の土石流災害を踏まえた盛り土総点検の暫定結果を公表した。この公表を受けたマスコミの報道は以下のとおり（東京都新聞、共同）。

この日開かれた有識者検討会では、盛土による災害の防止に関する検討会提言（案）が議論された。案の段階ではあるが、本案のとおり提言内容になると思われるので、以下東京新聞の報道内容と盛り土総点検の暫定結果、および提言案を紹介する。

## 1. 盛り土 657カ所で災害防止措置を確認できず 全国で目視点検 熱海土石流災害を受け—東京新聞（2021年12月20日）の報道内容

政府は20日、静岡県熱海市の土石流災害を踏まえた盛り土総点検の暫定結果として、全国657カ所で目視により必要な災害防止措置が確認できなかったと発表した。見えない部分で対策されている可能性はあるが、措置がなければ大雨などで崩落する危険性もあり、詳細な調査を進める。この日開かれた有識者検討会で報告した

総点検は、崩落すると人家などを巻き込む恐れがある3万6226カ所を対象に都道府県が実施。11月末時点で、2万8152カ所が終了した。

問題が見つかったのは1375カ所。内訳は、災害防止措置が確認できないケースのほか、「許可・届け出などの手続きがなかった」743カ所、「手続き内容と現況に違いがあった」660カ所、「廃棄物の投棄などがあった」137カ所で、複数の問題がある地点もあった。

有識者検討会は、危険な盛り土造成を包括的に規制する新たな法制度の創設を求める提言をまとめた。全国一律の厳しい安全基準を設定した上で、自治体の実情に応じて基準を強化できるようにすべきだと指摘。法人に対して十分な抑止力となる水準の罰金刑を科すことも重要だとした。（共同）

## 2. 盛土の総点検に関する暫定とりまとめ

### (1) 盛土の総点検の進め方

#### ■ 重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛り土造成

※各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

■ 盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

■ 点検の観点（目視で点検） 点検4項目

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

(2) 盛土の総点検の暫定とりまとめについて

- 全国約 3.6 万箇所のうち、約 2.8 万箇所（約 8 割）について目視等による点検完了の報告。
- 年度内に大半の都道府県で目視等による点検が完了する見込みである。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約 1,400 箇所あった。

【盛土の総点検の暫定とりまとめ（11 月末時点における点検結果）】

- 総点検の対象箇所数 : 36,226 箇所
  - 目視等による点検が完了した箇所数 : 28,152 箇所
  - 法令手続きとの関係について
    - ① 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土・・・743 箇所
    - ② 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土・・・660 箇所※この①②は、各法令に基づく行政上の措置の実施が必要
  - 現場における状況について
    - ③ 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土・・・657 箇所
    - ④ 廃棄物の投棄等が確認された盛土・・・137 箇所※各法令に基づく行政上の措置の実施が必要
- ※ ①～④は重複有り（重複を除くと、1,375 箇所）

【総点検の対象箇所数（土地利用規制等別の整理）】 参考資料参照

(3) 盛土による災害防止に向けた緊急対策事業

- 総点検で確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土については、行為者による是正措置を基本に、地方公共団体が行う詳細調査や危険箇所対策等について、国土交通省・農林水産省・林野庁・環境省が予算措置。
- 令和 3 年度補正予算（案）において、安全性把握のための詳細調査や応急対策工事、また、廃棄物の不法投棄の可能性がある盛土に対する詳細調査に関する予算と

して、約 20 億円を計上。

1. 事業の関係省庁

国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省

2. 事業内容

総点検を実施し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する緊急対策として、以下を実施。

① 安全性を確認するための詳細調査（ボーリング、監視等）

② 応急対策工事（土留工等）

③ 不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査

3. 事業主体

地方公共団体

【事業のイメージ】



詳細調査  
(ボーリング)



応急対策  
(土留工)

なお今回の暫定とりまとめでは、都道府県別の詳細な情報は公開されていない。今後明らかになれば、改めて東京の状況などをこの欄を通じて伝えていきたいと思う。

3. 盛土による災害の防止に関する検討会 提言（案）から

(1) 関連する法制度の状況

関連する法制度の状況については、以下の4つの視点から報告されている。

① 建設工事から発生する土と土地利用に関する法制度の概要

② 土地利用区分と盛土に関する現行規制の状況

③ 盛土に関連する条例の状況

④ 廃棄物に関する現行の規制

⑤ 太陽光発電に関する現行の規制

上記のうち①②④⑤は、参考資料を参照していただくとして、ここでは③の盛土に関

連する条例の状況を紹介することにする。

## (2) 盛土に関連する条例の状況

- ・ 盛土に関連する条例については、現在、26 の都府県で制定されている（令和3年11月時点）。
- ・ 高度経済成長期における無秩序な開発行為を規制する観点から、昭和40年代から50年代にかけて条例を制定した県が一部あるものの、大部分の都府県については、平成10年頃から、当時課題となっていた不適正な盛土による災害の防止等を図る観点から、条例を制定している。
- ・ これらの条例は全て、盛土行為を規制する法令の委任を受けているものではなく、都府県がそれぞれの地域の事情によって自主的に定めているものである。このため、条例の目的も都府県によって異なっており、土砂の埋立て等の規制を目的とするものや、自然の保護を目的とするもの、生活環境の保全を目的とするものがある。
- ・ 規制措置については、26 の都府県全てで、盛土造成等に対する許可又は届出、土地所有者の同意、工事の完了時の届出、違反時の措置命令等、罰則等を定めているが、その内容は都府県によって異なっている。
- ・ 例えば、盛土造成等に対する許可・届出の対象となる埋立て面積は3,000 m<sup>2</sup>以上としている都府県が多く、それぞれ地域の実情に応じた面積設定がなされている。また、3,000 m<sup>2</sup>未満の盛土造成等に対し、市町村において独自に条例を制定している地域も見られる。400を超える市町村において独自の条例が制定されており、そのうち240程度の市町村では、許可・届出の対象となる埋立て面積を500 m<sup>2</sup>以上としている。
- ・ 違反時の措置命令等については、26 の都府県全てで、無許可の盛土造成等に対し、行為者に対する是正命令を設けており、そのうち、許可の取消しを規定している都府県はとなっている。また、土砂崩落等による災害防止の対応が必要な場合に、土地所有者に対する是正命令を規定している都府県もある。
- ・ 罰則については、地方自治法に定められた上限である、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を定めている府県が多いが、懲役を1年以下、罰金を50万円以下としている都県も一部見受けられる。

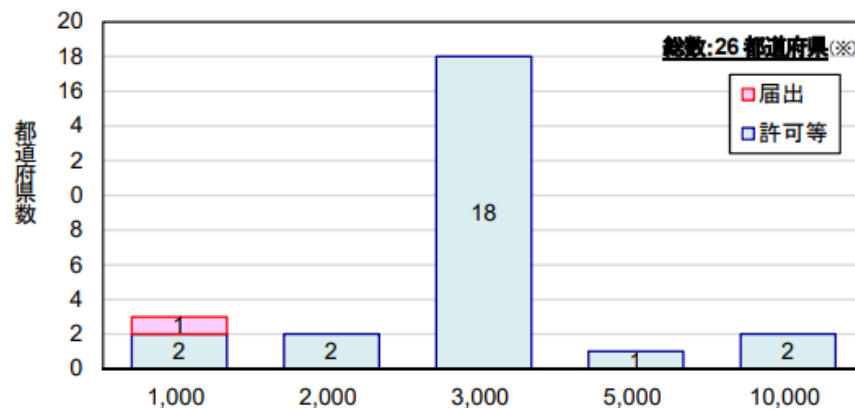
主な規制内容、(知事許可等・届出が必要となる面積の下限値 (m<sup>2</sup>))、市町村長許可等・届出が必要となる面積の下限値 (m<sup>2</sup>) については次ページのグラフを参照されたい。

また(一社)地方自治研究機構の「条例の動き」ー土砂埋立て等の規制に関する条例も合わせて参照されたい。ただし、地方自治研究機構が確認している都道府県の土砂埋立て等の規制に関する条例(令和2年4月末現在)は、東京における自然の保護と回復に関する条例などとは把握の仕方が異なることから、都道府県の条例制定数や市町村の条例制定数が研究会「提言」の内容とは異なっていることに注意を要する。

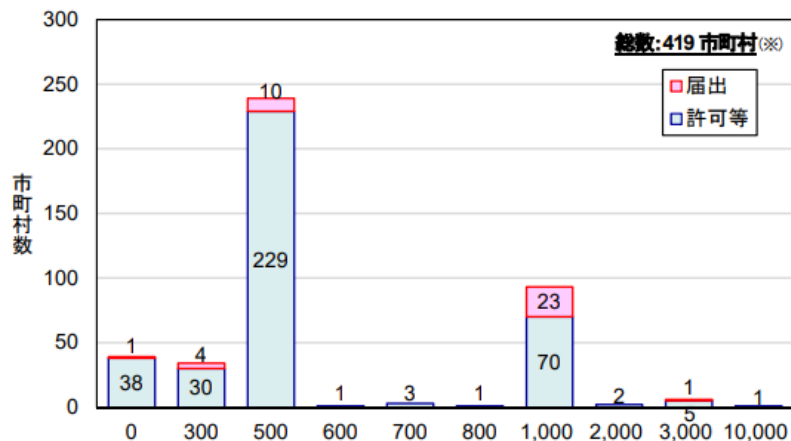
(主な規制内容)

規制内容	都道府県数 (全26中)
盛土造成等に対する許可・届出 (※)	25 (知事許可等)、1 (届出)
土地所有者の同意	26
地元説明会の開催等	12
工事着手時等の届出	23
定期的な施工状況の報告	18
完了時の届出	26
措置命令等	26
罰則	26

(知事許可等・届出が必要となる面積の下限値 (㎡))



(市町村長許可等・届出が必要となる面積の下限値 (㎡))



※盛土造成等の際に、事前に知事・市町村長の許可等又は届出を必要とする条例を独自に制定・施行している都道府県・市町村数を計上 (令和3年11月時点)。盛土の総点検の際に実施している地方公共団体への条例制定状況調べに基づき作成。

注1) 上記条例制定状況調べに対し地方公共団体から回答のあった条例のみ計上。

注2) 面積要件だけでなく、盛土の高さや体積など、面積以外の要件等も定めている条例がある。

注3) 面積の下限値は概数として整理している。

### (3) 危険な盛土箇所に関する対策と発生を防止するための仕組み

提言は、現在において危険な盛土箇所に関する対策と、危険な盛土等の発生を防止するための仕組みに分けられている。その提言内容は参考資料を熟読されたい。今後、特に新たな法制度の創設など、発生を防止するための仕組みについては、具体的な法案等が準備され、国会に提出される段階で都道府県や市町村との十分な議論が重要になると思われるので、丁寧な議論を期待したい。また都道府県や市町村段階で先行して条例を制定し、規制等に取り組んできたところが多いので、条例との関係も論点になると思われる。

- 1 危険な盛土箇所に関する対策
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 行為者等に対する法令上の措置の徹底
  - (3) 危険箇所対策等
  - (4) 危険箇所対策が完了するまでの間の措置
- 2 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 危険な盛土等を規制するための新たな法制度の創設
  - (3) 法施行体制・能力の強化
  - (4) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等
  - (5) 廃棄物混じり盛土の発生防止等
  - (6) 盛土等の土壌汚染等に係る対応
  - (7) 太陽光発電に係る対応

#### <参考資料>

- 内閣府盛土による災害の防止に関する検討会  
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaignai/>
- 盛土の総点検に関する暫定とりまとめ  
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaignai/pdf/dai4kai/siryol.pdf>
- 盛土による災害の防止に関する検討会 提言（案）  
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaignai/pdf/dai4kai/siryo2.pdf>
- 土砂埋立て等の規制に関する条例（（一社）地方自治研究機構）  
[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/037\\_landfill\\_regulation.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/037_landfill_regulation.htm)